

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
1	別添資料3 全般			※や○等を用いた欄外の注記	様式に記載されている※や○等を用いた欄外の注記は、残すか、削除するかについては応募者判断で宜しいでしょうか。	結構です。
2	別添資料3 全般			枝番の付け方	枝番の記述方法の指定はあるでしょうか。例えば様式Ⅱ-5-2の場合、以下の①もしくは②と考えますがいかがでしょうか。 ①Ⅱ-5-2-1、Ⅱ-5-2-2 ②Ⅱ-5-2 1/2、Ⅱ-5-2 2/2 ③その他の付し方	特に指定はございません。
3	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-1		代表者職氏名	この様式に記載されている「代表者職氏名」は、徳島県入札参加資格者名簿上の「受任者」の氏名ではなく、「代表者」の氏名としても宜しいでしょうか。	徳島県入札参加資格者名簿上に「受任者」が記載されている場合は、「受任者」の氏名を様式に記載してください。
4	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-2		入札参加資格審査提出書類一覧	応募者の添付確認及び部数確認欄は、いずれも確認後、○印を記すとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-3		会社概要	会社概要とは、会社のパンフレットのようなものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-3		参加表明書	グループ名は、[代表企業名]グループとしてよろしいでしょうか。グループ名を決めるにあたり、指定がありましたらご教示ください。	特に指定はございません。
7	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-3		参加表明書	※欄に「複数枚に及ぶ場合は割印をする」との記載がありますが、割印は、袋とじをした裏表紙と帯にかかるとして押印すればよろしいでしょうか。それとも、袋とじは不要で、複数枚にかかるとして押印すればよろしいでしょうか。また、割印は、グループの代表者の印のみでよろしいでしょうか。それとも、グループ企業表に記載の全社分の押印が必要でしょうか。	袋とじについてはどちらでも構いません。また、割印についてはグループの代表者の印のみで構いません。
8	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-3		参加表明書	貴県への入札参加資格の届出を支店・支社名で行っている場合、「所在地、商号又は名称、代表者職氏名」欄は支店・支社のものを記載し、届出印を押印すればよいでしょうか。それとも、本社の所在地及び代表者職氏名を記載し、実印を押印する必要がありますでしょうか。	No3の回答をご確認ください。
9	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-4		入札参加資格確認申請書	……誓約します。の後の以下の文章「【添付書類】(原本で……)」は削除して宜しいでしょうか。	結構です。
10	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-4		添付書類2	納税証明書ですが、法人税・消費税・地方消費税の納税確認として「納税証明書その3の3」、法人県民税・法人事業税の納税確認として「(各企業が所属している都道府県の)納税証明書」とすることで宜しいでしょうか。	各企業が所属している都道府県の納税証明書が必要です。なお、徳島県内に事業所がある場合については、徳島県の納税証明書も必要です。
11	入札参加資格確認申請時必要書類	様式Ⅰ-1-4		入札参加資格確認申請書【添付書類】6~8	建設業務を複数企業で担当する場合、建築企業にかかる添付書類のうち6.7は担当する全社分を提出し、8は主たる1者分(添付書類を含む)のみを提出すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
12	入札参加資格確認申請時必要書類	様式 I-1-5		施工等実績	1企業につき実績3件まで記入でき、1企業につきこの様式1枚提出できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	入札参加資格確認申請時必要書類	様式 I-1-5.6		施工等実績及び維持管理実績	入札参加資格確認申請書の添付書類で、施工等実績及び維持管理実績は、1件でもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	入札参加資格確認申請時必要書類	様式 I-1-7		サービス付き高齢者向け住宅事業実績	サービス付き高齢者向け住宅事業実績で、能力証明事項は、どのような実績を記載すればよろしいのでしょうか。	施設型の高齢者向け事業等、類似事業の事業実績を記載してください。
15	入札参加資格確認申請時必要書類	様式 I-1-8		福祉施設運営事業実績	福祉施設運営事業実績で能力証明事項は、どのような実績を記載すればよろしいのでしょうか。	社会福祉法第2条第1項に基づく社会福祉事業若しくは医療法に基づく診療所の事業実績を記載してください。
16	入札参加資格確認申請時必要書類	様式 I-1-10		委任状(代表者)	入札参加確認資格確認書類の提出行為を、委任を受けた受任者(代表者)本人ではなく代理人(担当者)にて行う予定ですが、その際、必要な書類等はあるでしょうか。	特に必要ありません。
17	入札辞退時、入札時必要書類	様式 II-0-3			「枚数」の列に、「1枚×3」という表記がありますが、計3枚の紙面における名東(東)団地・万代町団地・津田松原団地の3つの団地についての記述配分は、提案者が自由に設定してよいとの認識でよろしかったでしょうか。例えば、3団地に共通する内容を1枚にまとめ、残りの2枚に3団地特有の提案を記載しても良いのでしょうか。	原則一団地につき1枚を想定していますが、提案内容により共通内容等をまとめて、3枚以内で記載することも可能とします。
18	入札辞退時、入札時必要書類	様式 II-0-3			2.県営住宅設計業務提案書の枚数について、「1枚×3」とありますが、各敷地ごとに1枚にまとめるという理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答をご確認ください。
19	入札辞退時、入札時必要書類	様式 II-0-3		提案審査提出書類一覧	応募者の添付確認及び部数確認欄は、○印を記すとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	入札時必要書類	様式 II-0-3	下段	<設計図書>(様式 II-2-8) → 排水系統図(様式 II-2-9)	コンセプト図で表現されるものは提出者側で適宜判断し(動線、構造形式等)表現方法については自由と考えてよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
21	入札時必要書類	様式 II-0-3	下段	<設計図書>(様式 II-2-8) → 排水系統図(様式 II-2-15)	排水計画図は屋外での道路までの雨水、雑排水、汚水等の経路図と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書P27 (2)作成要領 イ設計図書 をご確認ください。
22	入札時必要書類	様式 II-0-3	下段	<設計図書>(様式 II-2-8) → 日影図(様式 II-2-16)	日影図は法規制面における等時間日影図でよろしいでしょうか。	入札説明書P27 (2)作成要領 イ設計図書 をご確認ください。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
23	入札時必要書類	様式Ⅱ-0-3	上段	<設計図書>(様式Ⅱ-2-8) → 県営住宅断面図(様式Ⅱ-2-21)	図面についての縮尺が記載されていませんが、適宜判断すればよろしいでしょうか。	入札説明書P27 (2)作成要領 イ設計図書 をご確認ください。
24	入札時必要書類	様式Ⅱ-0-3	上段	<設計図書>(様式Ⅱ-2-8) → 県営住宅立面図(様式Ⅱ-2-22) → 福祉施設等及び便利施設立面図(様式Ⅱ-2-29)	立面図については4面必要と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書P27 (2)作成要領 イ設計図書 をご確認ください。
25	入札辞退時、入札時必要書類	様式Ⅱ-0-3		提案審査提出書類一覧	「高齢者向け住宅事業の実施内容(様式Ⅱ-6-2)」の枚数欄が「1枚×3」となっており、団地毎に1枚作成するものと理解されますが、高齢者向け住宅事業を提案しない団地については、「高齢者向け住宅事業を提案しない」旨を記載した用紙を作成する必要がありますか。	特に必要ありません。
26	入札辞退時、入札時必要書類	様式Ⅱ-0-3		提案審査提出書類一覧	各様式の枚数について、特に記載のない限り、提案内容を補足説明する資料を添付することは、一切認められないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	事業計画提案書				事業計画提案書の事業の実施体制には「匿名審査となりますので、企業名が特定出来る記載しないでください。」とありますが、他の全ての提案書も同様に企業名は匿名での記載となりますでしょうか？	ご理解の通りです。
28	事業計画提案書			各様式について	各様式の年度にお間違いがあるようにおもわれます。	様式を修正します。 様式Ⅱ-1-12、Ⅱ-1-13等年度の表記は適宜修正のうえ、作成してください。
29	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-4		長期収支計画の前提1	①資金調達計画の表について、「出資企業名」「借入先」「調達先」とありますが、本様式には会社名を記載してよいのでしょうか。	匿名としてください。
30	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-4		長期収支計画の前提1	②外部借入等の表は、脚注に記載のとおり、具体的な金融機関名を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-4		長期収支計画の前提1	原則匿名審査になっているかと存じますが、検討している金融機関名は記載することとなっております。必ず記載しなくてはならないのでしょうか。	金融機関名は記載お願いいたします。
32	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-5		長期収支計画の前提2	「関心表明」等の写しを添付する場合、当該書類に記載された代表企業や構成員の会社名を黒塗りする必要がありますでしょうか。	ご理解の通りです。
33	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-5		関心表明	関心表明書の写し等を添付する際、関心を表明する企業名をそのまま明記しても宜しいでしょうか。	No32の回答をご確認ください。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
34	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-5		長期収支計画の前提2	「チェック欄」には、○印を記せばよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-6等			エクセルで作成するよう指定された様式については、公表資料(WordもしくはPDF)をもとにしてエクセルで作成すればよろしいでしょうか。もしくは、エクセル版の様式集を公表していただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。エクセル版の様式集の公表は致しません。
36	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-6		県営住宅整備費見積書1	「ク その他費用」のうち、②～⑤の項目については、団地毎に記載することができないことから、「計」欄のみ記載するとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)に関する質問No.206の回答をご確認ください。
37	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-6		県営住宅整備費見積書1	「B 県営住宅整備費の割賦支払により生じる割賦手数料」は、団地毎に記載することができないことから、「計」欄のみ記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-6		県営住宅整備費見積書1	県営住宅整備費の「その他費用」には建設期間中の共通経費等(会社事務委託費などのSPC管理費用やエージェントフィーなどの金融費用)も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-6		県営住宅整備費見積書1	各工区に関係なく建設期間中に発生する共通経費等(会社事務委託費などのSPC管理費用やエージェントフィーなどの金融費用)などの記載方法は事業者提案によるという理解でよいでしょうか。	特定事業契約書(案)に関する質問No.206の回答をご確認ください。
40	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-8		長期収支計画の前提3	「平成27年度迄」欄には、平成25年度～平成27年度の3年間分の合計金額を記載すればよいのでしょうか。それとも、年度毎の金額に区分して記載する必要があるのでしょうか。	平成27年度迄欄には平成26年度～平成27年度の2年間分の合計を記載してください。なお、様式Ⅱ-1-8は一部書式を修正します。修正分は後日公表します。
41	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-8		長期収支計画の前提3	「平成28年度以降(年度)」とありますが、平成28年度～平成45年度の18年間分の合計金額を記載すればよいのでしょうか。それとも、年度毎の金額に区分して記載する必要があるのでしょうか。	平成28年度以降欄には、平成28年度以降の合計額を記載してください。なお、様式Ⅱ-1-8は一部書式を修正します。修正分は後日公表します。
42	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-8		長期収支計画書の前提3	「必要に応じ、適宜項目を追加してください。」とありますが、移転支援業務費と維持管理業務費の他に考えられる項目は何でしょうか？	事業者により必要な場合に適宜追加して頂ければ結構です。
43	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-8		長期収支計画書の前提3	表中の維持管理業務費について「平成28年度以降(年度)」と記載がありますが、単年度分の記載となりますか？もしくは、期間終了までの合計額となりますか？	No.41の回答をご確認ください。
44	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-8		長期収支計画書の前提3	本提案書は団地毎に作成するのでしょうか？	3団地の合計を記載してください。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
45	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-9		移転支援業務費見積書 他	記載の表中に「単位 年」とありますがどのような意味合いでしょうか？ また、表中には1年分の業務費を記載するのでしょうか？もしくは、25年度(25年4月1日)から27年度(28年3月31日)の間で係る費用を記載するのでしょうか？	平成26年度、27年度の年度別に記載してください。 なお、様式Ⅱ-1-9は一部書式を修正します。修正分は後日公表します。
46	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-9		移転支援業務費見積書	移転支援業務の見積書が団地毎となっておりますが、提出する際は、集約化対象団地毎なのか、本事業の3団地毎(津田松原・万代町・名東(東)団地)のどちらになりますか？	本事業の3団地です。なお、同一団地でも2期に分かれる場合は、期別に記載してください。(万代町1期、万代町2期等)
47	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-9		移転支援業務費 見積書	「見積金額(単位 年)」欄には、平成25年度～平成27年度の3年間分の合計金額を記載すればよいのでしょうか。それとも、年度毎の金額に区分して記載する必要があるのでしょうか。	No.45の回答をご確認ください。
48	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-10		維持管理業務費 見積書	「見積金額(単位 年)」の「平成25年度～平成27年度」欄には、平成25年度～平成27年度の3年間に発生する①～⑫の維持管理業務費の合計額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。(平成25年度、平成26年度、平成27年度の維持管理業務費は、一定額ではなく、毎年度違う金額を想定し、その合計額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。)	見積金額は、①初回、②完工年の次年度から平成36年度末(ただし、①の金額を除く。)、③平成37年度から平成45年度末のそれぞれ合計額を記載してください。金額の計上方法については、No.54の回答をご確認ください。様式Ⅱ-1-10の書式を修正します、修正分は後日公表します。 例(万代町1期が平成26年12月に完工した場合):①平成27年4月支払分(初回)、②平成27年7月支払～平成37年4月支払分、③平成37年7月支払分～平成46年4月支払分 となります。
49	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-10		維持管理業務費 見積書	「見積金額(単位 年)」の「平成28年度～平成45年度」欄には、平成28年度～平成45年度の18年間に発生する①～⑫の維持管理業務費の合計額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。(※各年度の維持管理業務費は、一定額ではなく、毎年度違う金額を想定し、その合計額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。)	No.48の回答をご確認ください。
50	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-10		維持管理業務費 見積書	SPC経費(SPCの管理運営に必要となる費用)やSPC手数料(SPCとしての利益相当額)の記載方法についてご教示下さい。(本様式に記載する場合、「⑫その他県営住宅の管理運営に関する業務」の見積金額に含めてよいでしょうか。それとも、新しい項目を追加してよろしいでしょうか。また、その場合、団地毎の配分は、事業者の提案になるとの理解でよろしいでしょうか。) ※様式Ⅱ-1-13「償還表(サービス対価の支払)」には、「SPC経費」の記載があります。	SPC経費及びSPC手数料については、別途項目を追加してまとめて記載してください。団地別の配分についてはご理解の通りです。
51	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-10		維持管理業務費 見積書	空き家修繕について、毎年度15戸分を計上とありますが、1団地につき15戸(計45戸)と考えますか？もしくは3団地で15戸と考えますか？ (※この質問について大至急ご回答下さい。)	3団地で15戸です。なお、空き家修繕費は平成28年度から平成45年度に計上するものとし、平成26年度及び平成27年度には計上しないでください。
52	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-10		維持管理業務費 見積書	要求水準書(5-14業務内容の報告及びモニタリング)についての項目がございませんが、費用については計上されないのでしょうか？	適宜項目を追加して記載してください。
53	事業計画提案書	様式Ⅱ-1		維持管理業務費	提案する維持管理業務期間が18年間である場合、様式Ⅱ-10～Ⅱ-14には維持管理業務費は18年間分の金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。その場合、入札説明書15ページの3(4)⑦記載の「また、県営住宅維持管理業務費については、提案する維持管理業務期間に関わらず、新たに整備する全ての県営住宅について20年分を入札価格に計上すること。」との整合はどのようにとればよいでしょうか。	提案する維持管理業務期間に対応する金額を記載してください。なお、入札価格の記載方法は修正し、提案する維持管理業務期間に対応する金額を記載していただくこととしています。入札説明書に関する質問No.33の回答をご確認ください。
54	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-10		維持管理業務費 見積書	維持管理業務費は修繕費を含めて平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。なお、維持管理業務費は完工年度の次年度4月より支払を開始します。そのため、初回の支払額は、完工日(維持管理業務の開始日)から完工年度の年度末の期間に対応する金額を支払いますので、2回目以降の平準化した金額とは異なる金額を計上していただいて結構です。また、計画修繕については、提案により平成28年度から平成36年度と平成37年度から平成45年度までの支払金額を異なる金額とすることは可能です。(当該期間内では平準化による支払となります。)本記載方法に対応して、様式Ⅱ-1-10を修正し
55	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-11		長期収支計画表	開業後年度とありますが、一工区でも完工していれば開業年度に当たるとは思いますが。それとも、一工区でも完工しており移転業務が完了している年度でしょうか。あるいは一工区ではなく全工区なのでしょうか。	実際の開業時期に関わらず、平成26年度を0年度として記載していただければ結構です。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
56	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-12		キャッシュフロー計算書	DSORの算定式をご提示頂けますでしょうか。また、算定にあたっては発生ベースで算出するのか、入金ベースで算出するのかについてもご教示頂けますでしょうか。	応募者のご判断で記載してください。
57	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-12		キャッシュフロー計算書	プロジェクトIRRの算定式をご提示頂けますでしょうか。	応募者のご判断で記載してください。
58	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-12		キャッシュフロー計算書	EIRRの算定式をご提示頂けますでしょうか。また、算定にあたっては劣後ローンがある場合劣後ローンを含めた算定とする計算でよろしいでしょうか。	応募者のご判断で記載してください。
59	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表(サービス対価の支払い)	表中に平準化した金額を記載することとありますが、事業費の支払いも平準化されるのでしょうか？計画修繕費用及び長期修繕(事業者負担の場合)等も平準化されて支払われるのでしょうか？	No.54の回答をご確認ください。
60	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表	記載する単位は「千円未満切捨て」でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表	平成26年度、平成27年度の県営住宅整備費も第1四半期及び第3四半期の年2回支払があるでしょうか。	完工年度の次年度から支払を開始しますので、平成26年度は県営住宅整備費の支払はありません。
62	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表(サービス対価の支払い)	移転支援業務費はすべての住宅の移転支援業務完了後に一括で支払われるのでしょうか。それとも各住宅の移転支援業務がそれぞれ完了した都度支払われるのでしょうか。	各住宅の移転支援業務が完了した後に支払を行います。なお、一つの団地の整備時期が2期に分かれる場合は、期別の移転支援業務が完了した後に支払を行います。
63	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表(サービス対価の支払い)	「県営住宅維持管理費」欄に記載のある「その他」には、SPCとしての利益相当額も計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表(サービス対価の支払い)	「本表作成時の留意事項」として、「サービス対価の支払を四半期毎に平準化して記入」とありますが、本事業では計画修繕等が含まれることから、県営住宅維持管理費は年度毎に違う金額になるとの理解でよろしいでしょうか。(各年度の費用は、四半期毎に平準化されるが、事業期間を通じて全ての四半期の対価が同一になるわけではないとの理解でよろしいでしょうか。)	No.54の回答をご確認ください。
65	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表(サービス対価の支払い)	「消費税及び地方消費税を含み」とありますが、「県営住宅整備費」欄の「うち支払利息」には、消費税及び地方消費税が課税されない前提で記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13		償還表(サービス対価の支払い)	「サービス対価の支払を四半期ごとに平準化」とあるが、年度単位でサービス対価が変わってもいいのでしょうか。	No.54の回答をご確認ください。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
67	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-13及び14		償還表(サービス対価の支払い)及び 県が支払うサービス対価総額及び サービス対価算出の根拠	要求水準書(5-13その他県営住宅の管理運営に関する業務)についての項目がございませんが、「その他」に記載をするのででしょうか?もしくは、新たに項目を追加するとの認識でよろしいでしょうか?	適宜項目を追加して記載してください。
68	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-14		県が支払うサービス対価総額及びサービス 対価算出の根拠	県営施設整備費は一括払い分を欄追加の上記載すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式Ⅱ-1-14を修正します。
69	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-14		県が支払うサービス対価総額及び サービス対価算出の根拠	県営住宅維持管理費については、入札説明書15ページの3(4)⑦記載の「また、県営住宅維持管理業務費については、提案する維持管理業務期間に関わらず、新たに整備する全ての県営住宅について20年分を入札価格に計上すること。」にあるように20年分の金額を記載するのでしょうか。その場合、他の様式との整合はどのようにとればよいでしょうか。	提案する維持管理業務期間に対応する金額を記載してください。
70	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-14		県が支払うサービス対価総額及び サービス対価算出の根拠	「県営住宅維持管理費」の「割賦払にかかる支払利息」には、消費税は課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-14		県が支払うサービス対価総額及び サービス対価算出の根拠	②として「支払を平準化するにあたっての算出方法」の記載が求められていますが、本事業では計画修繕等が含まれることから、県営住宅維持管理費について、事業期間を通じて平準化(毎年度同一金額)することは、税務面やリスク管理面で困難になります。平成25年度～平成27年度だけでなく、平成28年度以降も実際に費用が発生が想定される年度に県営住宅維持管理費が支払われる提案を認めていただけないでしょうか。	No.54の回答をご確認ください。
72	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-14		県が支払うサービス対価総額及び サービス対価算出の根拠	「※4 SPCに対し県が支払うサービス料総額の事業期間合計額が入札金額(税込み)となります」とありますが、「県営住宅整備費」欄に「一括支払分」を追記するとの理解でよろしいでしょうか。	No.68の回答をご確認ください。
73	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-15		リスク管理の方針1	本様式には、構成員、金融機関、保険会社等の具体的な会社名は記載してはいけないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式Ⅱ-1-2に準じて記載してください。
74	事業計画提案書	様式Ⅱ-1-15		リスク管理の方針1	SPC構成員のリスクの場合「主体」欄はSPC構成員(維持管理受託企業)などと記載すればよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。様式Ⅱ-1-2に準じて記載してください。
75	県営住宅設計業務提案書	様式Ⅱ-2-1			各A4判1枚以内というのは、3団地それぞれでA4判1枚の計3枚ということでしょうか。もしくは、視点ごとく(青少年の非行防止や、・・・等)にA4判1枚以内の計2枚ということでしょうか。 (※様式Ⅱ-2-2、Ⅱ-2-3、Ⅱ-2-4、Ⅱ-2-5、Ⅱ-6-2、Ⅱ-6-3も同様)	No.17の回答をご確認ください。
76	県営住宅維持管理業務提案書	様式Ⅱ-5-3		利用の促進・効率的な管理	「入居率の向上」とは、事業者が直接入居率をコントロールできない中で、どのような観点からの提案を望んでいるのでしょうか。	要求水準書p23「5県営住宅維持管理に関する要求水準 5-1(2)ウ」より、県営住宅の設置目的を踏まえた利用の促進業務及び家賃の徴収業務の実施による、入居率の向上、滞納防止についてのご提案をお願いいたします。
77	県営住宅維持管理業務提案書	様式Ⅱ-5-6及び7		長期修繕計画の提案について	「事業終了後も見据えた合理的な長期修繕計画の提案」とありますが、長期修繕計画(表)は30年間となっております。実際に提出する計画書の期間は何年になりますか?	30年間の計画書を提出ください。

■徳島県県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
78	県営住宅維持管理業務提案書	様式Ⅱ-5-7		長期修繕計画について	「計画修繕について・・・」とありますが、長期修繕計画(表)には要求水準書5.5-5(3)7イも記載するのでしょうか？	ご理解の通りです。
79	県営住宅維持管理業務提案書	様式Ⅱ-5-7		長期修繕計画	脚注に「見積書等の他様式と関連のある項目の数値については、相互に整合性のとれる形で記入してください。」とあり、各団地の供用開始から平成45年度までの事業期間中は、本様式に記載した金額が当該年度に支払われるものと理解してよろしいでしょうか。(計画修繕にかかる対価は、事業期間総額を平準化し、毎年度同一金額が支払われるのではないとの理解でよろしいでしょうか。)	特定事業契約書(案)別紙27をご確認ください。
80	福祉施設等事業及び付帯事業提案書	様式Ⅱ-6-2		サービス付き高齢者向け住宅事業の実施内容	「各A4版1枚以内」とありますが、各団地毎にA4版1枚以内で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	福祉施設等事業及び付帯事業提案書	様式Ⅱ-6-3		福祉施設・利便施設運営事業の実施内容	「各A4版1枚以内」とありますが、各団地毎に福祉施設及び利便施設についてA4版1枚以内で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答をご確認ください。
82	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-1		県内企業等の活用	県内企業等の活用は、県営住宅整備事業、福祉施設等事業及び付帯事業の3事業を対象に、記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式Ⅱ-7-2(別紙1)の表現を修正します。
83	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-1		(別紙1)	(別紙1)の表は、様式Ⅱ-7-1には記載せず、別紙として添付すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		(別紙2)	(別紙2)の表は、様式Ⅱ-7-2には記載せず、別紙として添付すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	県内産資材等の活用は、県営住宅整備事業、福祉施設等事業及び付帯事業の3事業を対象に、記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
86	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	徳島県内資材の調達を考慮する際、どのような資材があるか指導はいただけますか？	公共工事に係る県内産資材調達の実施要領を参考とってください。
87	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	とくしま木材利用指針で「県産材情報提供システムの構築」とありますが現時点で利用可能ですか？まだ、利用ができない場合は代替情報を得る事はできますか？	現時点で利用できるシステムはございませんが、徳島県木材認証機構のHPにて情報を得ることは可能です。
88	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	徳島県産材を利用する事による優遇措置はありますか？あれば具体的に提示をいただきたい。	特にございません。

■徳島県営住宅集約化PFI事業 提出資料(様式)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所			質問項目	質問・意見	回答
	書類名	様式名	上中下段			
89	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	徳島県産材には合板、MDFも含まれますか？	No.86の回答を参考にしてください。
90	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	徳島県産材を利用している事を示す認証が必要だと思いますが、徳島県木材認証機構による産地証明でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
91	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	徳島県内産材を調達する際、住宅設備となっている製品の材料について記載したいが、これを示す方法がありますか？	製造メーカーに証明して頂いてください。
92	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材等の活用	内装・外構施設等の木質化について、県産材利用量の測定を行う方法があれば教えてください。	測定方法については特に規定はございません。製造及び原材料メーカーによるもので結構です。
93	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材	県内産資材において、県内産出の原材料の使用割合について規定がありますか？少量でも含まれていれば認められるのか？またそれを証明する書類等は、どのようなものが必要か？	No.86の回答を参考にしてください。
94	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内産資材	県内産資材を使用した建具等において、部分的にそれが使われていても県内産資材を使用していると認められるのか？その使用割合の規定があるのか(重量、材積、面積、金額等)？	「公共工事に係る県内産資材調達の実施要領」において、県内産資材の定義は材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している資材と定めておりますので常識的な判断で運用をお願いします。
95	県内経済配慮提案書	様式Ⅱ-7-2		県内企業	県内産資材を供給できる企業もしくはそれを使用して加工した製品を作っている企業の情報等を得ることは出来ますか？	県産材については徳島県木材認証機構のHPを参考としてください。それ以外は特にございません。
96	別紙1			県内企業への発注について (別紙1)	別紙1は、県営住宅整備事業、福祉施設等事業及び付帯事業の3事業を対象に、記載するとどの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式Ⅱ-7-2(別紙1)の表現を修正します。
97	別紙2			県内企業への発注について (別紙2)	別紙2は、県営住宅整備事業、福祉施設等事業及び付帯事業の3事業を対象に、記載するとどの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
98	基礎審査書類	様式Ⅱ-9-2			住戸タイプ別面積表について住戸形式の括弧内に型別割合の記載がありますが、型別割合は3敷地合計で満たせばよく、要求水準に記載の型別ごとの戸数の幅におさまっていれば、各団地では型別割合を満足しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
99	事業提案書の概要	様式Ⅱ-10-1・2		公表用1	「1. 実施体制」の表に関して、「参加企業/代表企業/構成員」「協力企業」欄は、会社名を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。